

別紙 1

〈開示請求の内容〉

情報技術の解析に関する規則（平成27年国家公安委員会規則第6号）（以下「本規則」）の適用を受ける情報技術の解析について、

- ① そのような解析に用いられる技術及び技術的手法を説明した文書（例えば、該当する技術として、Cellebrite UFED等のデジタル・フォレンジック・ツールが含まれると思われるが、これらに限られない。）
- ② ①の技術及び技術的手法に用いられる資機材の調達費用にかかる予算請求の詳細を記載した文書、仕様書、及び調達契約書等の調達の詳細を記載した文書
- ③ 本規則2条1項の「情報技術の解析に当たっては、予断を排除し、先入観に影響されることがないようにし、微細な点に至るまで看過することのないように努める」義務について、担当者が当該義務を履行するための具体的な方策を説明した文書
- ④ 同項の「情報技術の解析の対象が、公判審理において証明力を保持し得るように処置」について、当該処置の具体的な内容を説明した文書
- ⑤ 同条2項の規定する「情報技術の解析に係る情報が漏えいしないための的確な措置」の具体的な内容を記載した文書並びに当該措置として警視庁において実際に取られている措置の具体的な内容
- ⑥ 本規則4条1項の要請を行うための実体的要件及び稟議、承認等の手続き的要件を定めた文書
- ⑦ 本規則4条1項の要請を受けた情報技術の解析を担当する課の長が、要請に基づき解析を行うための実体的要件及び稟議、承認等の手続き的要件を定めた文書
- ⑧ 警察庁訓令第7号情報技術の解析に関する細則第1条但し書きの「捜査上特に支障のある場合その他やむを得ない理由」について、どのような場合がこれにあたるかを具体的に記載した文書
- ⑨ 本規則4条2項の「当該要請に係る情報技術の解析を行う場合において、当該要請に含まれていない情報技術の解析が必要であり、急速を要し前項の要請をするいとまがないとき」について、どのような場合がこれにあたるかを具体的に記載した文書
- ⑩ 本規則5条1項に規定される記録の様式を定めた文書
- ⑪ 本規則5条2項の「集約」と「整理保管」の具体的方法、「整理保管」についてはその期間及び記録が抹消される場合について記載した文書
- ⑫ 本規則6条の「犯罪の取締りのため必要があると認めるとき」について、どのような場合がこれにあたるかを具体的に記載した文書
- ⑬ 本規則7条の「都道府県警察への通知」として過去に発せられた通知
- ⑭ 同条に規定される「その他必要な措置」として過去に取られた措置について説明した文書
- ⑮ 解析対象やその整理保管の範囲を、本規則6条の「犯罪の取締り」のため必要のあるものに限定

するための方策について記載した文書

- ⑩ 解析結果及び解析の過程において得られたデータのデータベースへの登録、警察総合捜査情報システムや情報分析支援システム（CIS-CATS等）への接続等の二次利用、又は第三者提供（国内外の法執行機関を含むがこれに限られない）にかかるルールについて定めた文書
- ⑪ 解析結果及び解析の過程において得られたデータについて削除請求があった場合の対応方針を定めた文書
- ⑫ 氏名等の検索条件を用いて、当該検索条件に紐づいた特定人に関する情報技術の解析結果を検索するための要件について具体的に記載した文書
- ⑬ 情報技術の解析についての組織的な点検あるいは事後監査の対象、手続き及び結果を記載した文書
- ⑭ 情報解析の実施を目的とし、被疑者や関係人から携帯電話、タブレット、及びラップトップ等の情報端末の任意提出を求める場合に適用される要件や手続きを記載した文書
(犯罪捜査規範は請求の対象外とする)
- ⑮ 「警視庁捜査支援分析センターにおける取組」（警察学論集68巻1号、2015年）の24頁で言及される、「解析技術・情報分析実務研修」、「実戦研修」、「出張教養『リクエストメニュー』」、「自由参加型解析実務研修『SSBCアカデミー・オープンコース』」において使用されたあるいは使用されている資料